

鳥取海区漁業調整委員会規程

改正	昭和 32 年 6 月 28 日第 27 回委員会
同	昭和 39 年 10 月 7 日第 106 回委員会
同	昭和 45 年 11 月 5 日第 150 回委員会
同	昭和 47 年 11 月 20 日第 161 回委員会
同	平成 16 年 9 月 10 日第 291 回委員会
同	平成 24 年 3 月 21 日第 335 回委員会

(所事業項)

第 1 条 鳥取海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、漁業法その他法令の定めるところにより、鳥取海区の区域内に於ける漁業に関する事項を処理する。

(委員会)

第 2 条 委員会は委員 10 名をもって組織する。

- 2 委員会には会長及び会長職務代理者各 1 名を置く。
- 3 会長及び職務代理者は委員会の互選により決める。
- 4 委員会は特別の事項を調整審議するため必要があると認めるときは、小委員会を置くことができる。

(会長の職務)

第 3 条 会長は、会務を総理し委員会を代表する。

- 2 職務代理者は、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときその職務を行う。
- 3 会長及び職務代理者の任期は 4 年とする。

(会議)

第 4 条 委員会は、会長がこれを招集する。会長に事故あるときは、会長職務代理者がこれを招集する。会長及び会長職務代理者共に事故あるときは委員の中で最年長者が招集する。ただし、委員の改選後最初の委員会は知事がこれを招集する。

- 2 委員会は、委員の 3 分の 1 以上が議案を示してその開催を請求したときは、会長は請求のあった日から 10 日以内に委員会を招集しなければならない。
- 3 委員会を招集しようとするときは、会長はあらかじめ議事事項並びに委員会の日時及び場所を開催の日から 3 日前までに通知しなければならない。

第 5 条 委員会は、定員の過半数に当たる委員が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 議事は法令で特別に定める場合を除くほか、出席委員の過半数で決める。可否同数のときは会長の決するところによる。
- 3 会長は、軽易なもの又は特に緊急を要するものの議案については、専決処分することができる。ただし、専決処分をしたときは、次の委員会において報告し、その承認を得なければならない。

第 6 条 委員会の会議では、あらかじめ通知した事項に限って決議するものとする。ただし、委員会において緊急の必要があると認められた事項についてはこの限りでない。

第 7 条 委員会は議題について自由に質疑し、又は意見を述べることができる。

- 2 委員から発言を求めたときは、その要求の順序によって会長がこれを許可する。

第 8 条 委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事件については、議事にあづかることができない。ただし、委員会において承認したときは、この限りでない。

第 9 条 会長は、委員会の議事録を作成し下の事項を記載する。

- (1) 委員会の日時及び場所

- (2) 出席委員の氏名
- (3) 議事事項
- (4) 議決の結果
- (5) その他重要な事項

第 10 条 議事録は、会長及び会長の指名する出席委員 2 名以上がこれに署名押印する。

(事務局)

第 11 条 委員会に関する事務を処理するため事務局を置く。

第 12 条 事務局は会長が統轄する。

第 13 条 事務局は鳥取県庁農林水産部水産振興局水産課内に置く。ただし、必要に応じ境港市に事務局支所又は出張所をおくことができる。

第 14 条 事務局に書記を置き会長がこれを任命する。

第 15 条 職員の職は、局長、次長、係長、主任及び主事とする。

2 前項の職員は書記の中から会長がこれを選任する。

第 16 条 事務局長は、会長の命を受け職員を指揮し事務局に関する事務を総理する。

2 次長は、事務局長を補佐し事務局長に事故あるとき又は欠けたるとき、その職務を代行する。

3 係長及び主任は、上司の指揮を受け事務を処理する。

4 主事は、上司の指揮を受け事務に従事する。

第 17 条 事務局長は、会長又はその代理者に事故あるときは、事務につき代決することができる。ただし、重要な事項については、後閲を受けなければならない。

(現用公文書の管理)

第 18 条 委員会の現用公文書の作成、整理、保存その他の管理に関しては、知事の 事務局の現用公文書の管理に関する定め例による。ただし、会長の決裁を受ける起案文書は、電子決裁等システムによらず、紙文書によるものとする。

(給与及び服務)

第 19 条 職員に対する給与並びに服務については、鳥取県条例並びに規則その他の定めるところによる。

第 20 条 委員会の公布する規則及び告示は鳥取県公布式条例を準用する。

第 21 条 委員会及び会長並びに事務局長の公印は次のとおりとする。

(略)

第 22 条 この規程の改正は、委員会の議決によって行う。

第 23 条 前各号に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、会長がその都度定める。

附 則

この規程は、昭和 29 年 9 月 7 日から施行する。

海区漁業調整委員会について

1 目的

漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構であり、海面の総合的な利用を図り、もって漁業生産力を発展させることを目的としている。

漁業法第 136 条、地方自治法第 180 条の 5 に基づき設置されている行政委員会。

2 主な活動内容

(1) 行政庁の諮問機関として調整、答申等を行う。

…… { 漁業権の免許について
漁業法等に基づく資源管理方針の制定、変更について
県漁業調整規則の制定、改廃について

(2) 漁業に関する制限、禁止等について「委員会指示」を行う。

(3) 漁業許可等の取扱いについての方針等を決定する。

(4) その他漁業調整に関する協議を行う。

3 年間スケジュール（予定）

5 月	・沿岸クロマグロの漁獲可能量の変更（諮問） ・マサバの資源管理方針の策定（諮問） ・新規の漁業許可の公示（諮問）
9 月	・沿岸クロマグロの漁獲可能量の変更（諮問） ・新規の漁業許可の公示（諮問）
11 月	・令和 4 年度県外いかつり漁業の取扱方針の策定（協議） ・新規の漁業許可の公示（諮問）
3 月	・阿弥陀川以東すくい網漁業に関する委員会指示（協議）

4 今後協議を要する主な事項・課題

(1) 資源管理方針の策定

- ・科学的知見を踏まえ、漁獲可能量等による管理を行い、資源回復の目標を定める。
- ・令和 5 年度までにブリ、カレイ類、サワラ、マダイ、ヒラメ等で TAC 管理の導入・検討

(2) 漁業権の切替えについて

- ・共同漁業権、区画漁業権、定置網漁業権の現行免許期間は、令和 5 年 8 月 31 日まで
- ・令和 4 年度から協議を行う。

（参考）第 2 2 期鳥取海区漁業調整委員会委員について

任期：令和 3 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで（4 年間）

委員定数：10 名（漁業者・漁業従事者委員 6 名、学識経験委員 3 名、中立委員 1 名）

報酬日額：鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例 第 2 条により規定

会長 17,100 円 委員 15,100 円

海面漁業権について

1 漁業権の法的性質（漁業法第 60 条、69 条、77 条）

- (1) 漁業権とは、知事の免許（権利の付与）により、一定の水面において、排他独占的に特定の漁業を営む権利。
- (2) 漁業権は、物権とみなし、土地に関する規定を準用することから、漁業権者は、妨害排除請求権と妨害予防請求権を有する。

妨害排除請求権：漁業権を侵害された場合に侵害をやめるよう請求する権利

妨害予防請求権：漁業権を侵害された場合に今後侵害しないような措置を講じるよう請求する権利

2 海面漁業権の種類

- (1) 共同漁業権（存続期間：5年又は10年）

一定の水面を地元漁民が共同に利用して漁業を営む権利。

- ・第一種共同漁業権：藻類・貝類等の定着性の水産動植物を目的とする漁業権
- ・第三種共同漁業権：特定海面において営む地びき網漁業等を行う漁業権

- (2) 区画漁業権（存続期間：5年又は10年）

一定の区域において養殖業を営む権利。

- ・わかめ養殖、のり養殖、かき養殖、魚類小割り式養殖など

- (3) 定位置漁業権（存続期間：5年）

設置水深が27m以深の定置網漁業を営む権利

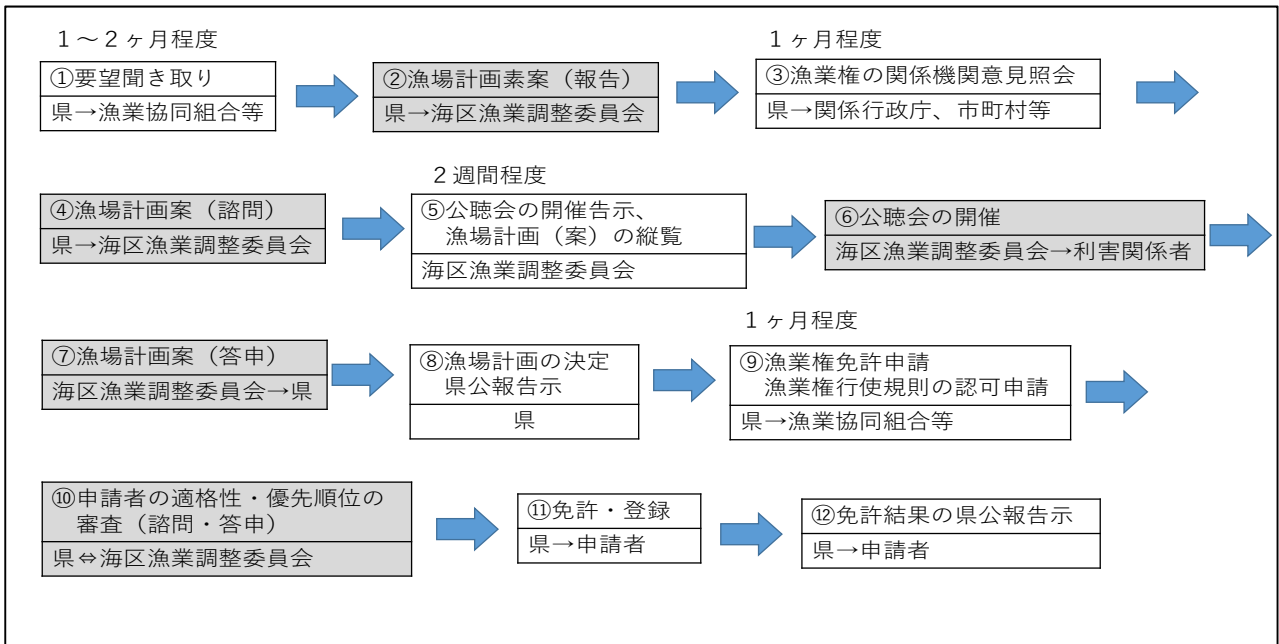
3 鳥取県における免許内容（平成 25 年 9 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日まで）



番号	免許番号	漁業権の種類	漁業の種類													漁業時期	漁業権者(漁協(支所)) / 漁場の位置(区画・定置)	存続期間				
			わかめ	てんぐさ	あまのり (いわのり)	もずく	くろも	あかもく (いぎす)	えごり	ひじき	あわび	さざえ	いがい	ばい	かき				はまぐり	にいな	たこ	うに
①	1号	第1種共同	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	海産は右記のとおり、その他漁業は周年	県(東・浦富・網代・福部)、田後	平成25年9月1日 から 平成35年(2023年) 8月31日
②	2号		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	県(賀露・酒津・浜村)			
③	3号		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	県(夏泊・青谷・泊)、中部			
④	5号		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	赤碓町・県(中山・御来屋・流江)			
⑤	6号		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	米子市			
⑥	8号		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	県(境港)			
⑦	4号	第3種共同	地びき網													周年	中部	平成30年9月1日 から 平成35年(2023年) 8月31日				
⑧	1、2号	第1種区画	わかめ養殖業													10/21~4/30	県(東)/岩美郡岩美町東漁港内					
⑨	3号		わかめ養殖業													11/1~4/30	田後/岩美町田後港内					
⑩	4号		わかめ養殖業													11/1~3/31	県(福部)/鳥取市福部町岩戸漁港内					
⑪	5、6号		わかめ養殖業													11/1~3/31	県(浜村)/鳥取市気高町船磯漁港内					
⑫	7号		いわがき養殖業													周年	県(浜村)/鳥取市気高町船磯漁港内					
⑬	8号		わかめ養殖業													11/1~3/31	県(青谷)/鳥取市青谷町長和瀬漁港内					
⑭	9号		わかめ養殖業													11/1~4/30	県(泊)/東伯郡湯梨浜町泊漁港内					
⑮	10、12号		わかめ養殖業													10/21~4/30	県(流江)/西伯郡大山町平田漁港内					
⑯	11号		のり養殖業													10/21~4/30	県(流江)/西伯郡大山町平田漁港内					
⑰	13号		わかめ養殖業													10/21~4/30	県(流江)/西伯郡大山町平田地先					
⑱	14号		魚類(ぶり、ふぐ、さば、ぎんざけ、あじ)小割り式養殖業													周年	県(境港)/境港市地先					
⑲	15号		いわがき養殖業													周年	県(境港)/境港市地先					
⑳	海定 1号		定置	雑魚定置漁業													周年	県(御来屋)/西伯郡大山町御来屋地先				

4 漁業権免許手続きのしくみ

(1) 漁場計画樹立までの流れ



委員会指示について（漁業法第 120 条）

1 目的

- ・委員会が、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権又は入漁権の行使を適切にし、漁場紛争の防止又は解決を図るなど「漁業調整」のために関係者に対し必要な指示をすること。

2 指示の発動方法等

- ・委員会の協議のみで指示をすることができ、都道府県漁業調整規則、免許、許可の制限条件等によって固定的に調整することが不適当な事項について、随時に局地的に漁業調整を図るために発動される。
- ・採捕の制限禁止はもちろん、積極的に「.....すべし」という義務も課しうる。
- ・知事は委員会に対し、その指示について必要な指示をし、また、妥当でないと認めるときはその全部又は一部を取り消すことができる。

3 罰則等

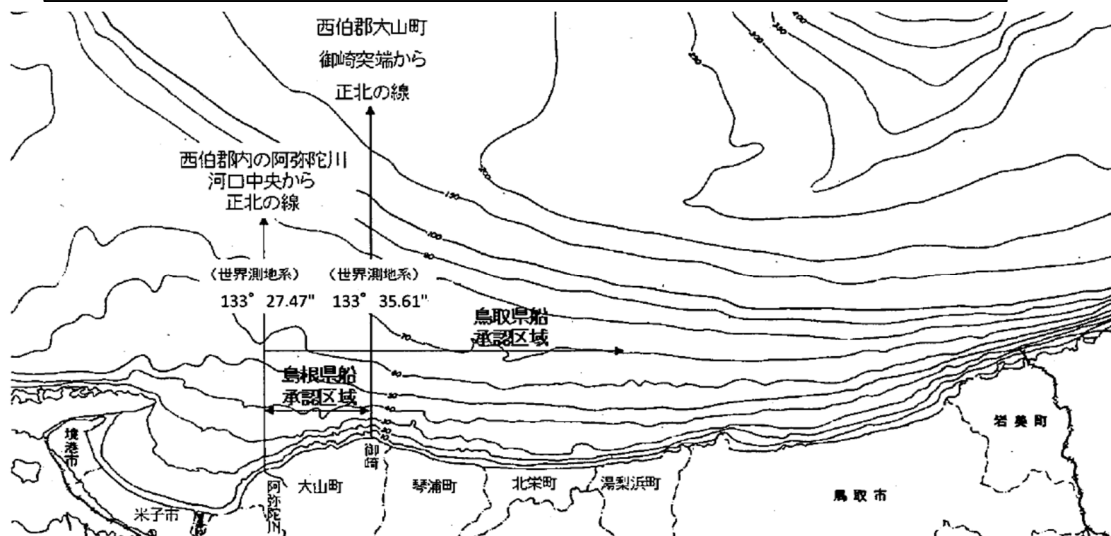
- ・委員会指示違反に対して罰則はない。以下の手続きを経て罰則が課せられる

- ①指示違反者がいるときは、委員会が知事に対して、その者に指示に従えという命令（「裏付け命令」と呼ばれる。）を出すように申請。（漁業法 120 条第 8 項）
- ②知事がそれを受けて裏付け命令を発出。（法 120 条第 11 項）
- ③裏付け命令を出したのに、指示に従わない場合、その者は知事の裏付け命令違反として罰則が課せられる（法 191 条）

4 委員会指示内容

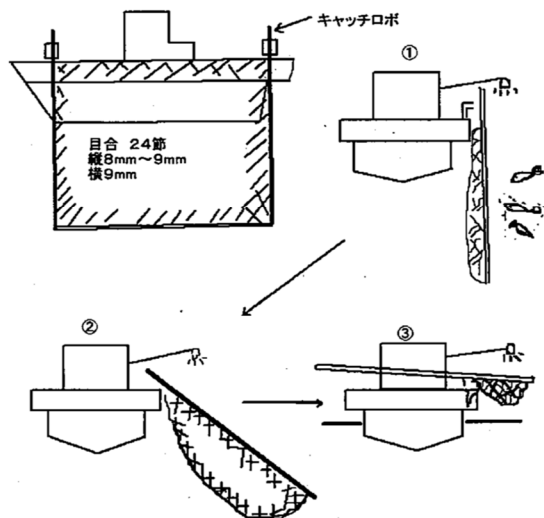
- (1) すくい網漁業の操業に関する指示

- 内容：○阿弥陀川以東の操業は、海区の承認が必要
 ○島根県船は漁獲実績がある者、操業区域は御崎以西
 ○操業期間 5/1～9/30
 ○使用船舶 総トン数10トン未満漁船
 ○指示期間 1年間



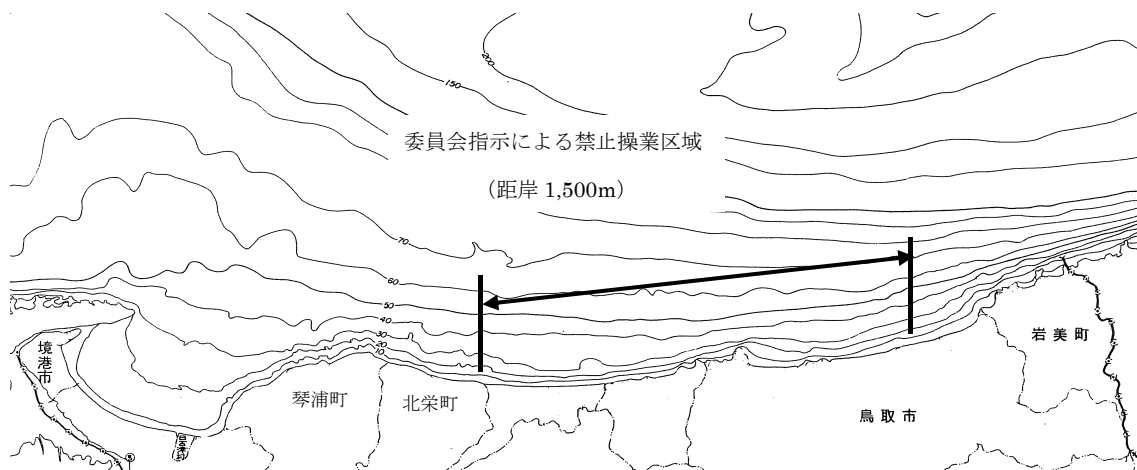
すくい網漁業とは

魚群に（主にイワシ）の密集している場所に漁船を持っていき、集魚灯を使用して魚群を水面に浮き上がらせて魚群を油圧式漁労機械（キャッチロボ）ですくい獲る漁法。



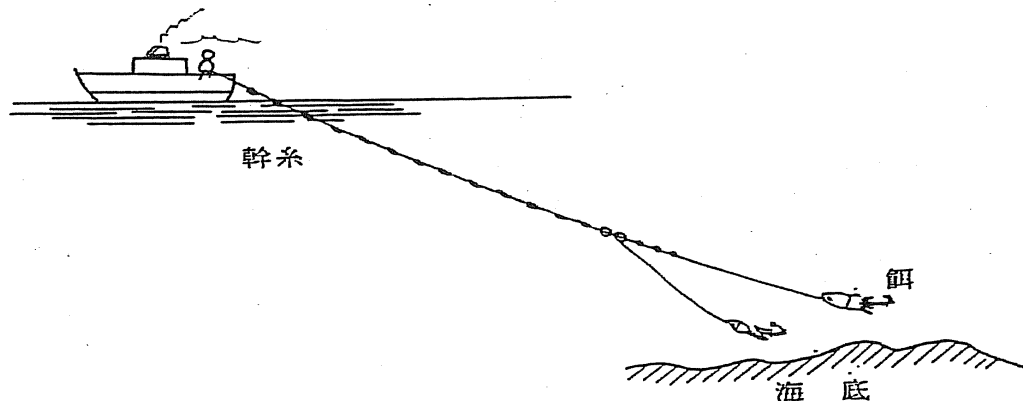
(2) ひきなわ釣漁業の委員会指示について

6月1日から8月31日までの間、鳥取市浜坂から北栄町間の距岸1,500メートル以内の海域でのひきなわ釣漁業の禁止。ヒラメ等の小型魚の資源保護を目的に、昭和63年度に小型機船底びき網（えびけた網）漁業許可の制限又は条件の改正とあわせて、ひきなわ釣漁業の操業を制限する委員会指示を開始。



ひきなわ釣漁業とは

漁船の後方から、餌あるいは疑似餌（ルアー）を投縄し、これを曳航することにより水産物を獲る漁法（トローリングに同じ。）



資源管理方針について

1 資源管理方針とは

- 資源管理指針とは、国や各都道府県が、今後の資源管理のあり方の基本方針として、それぞれに管理する漁業に関連する水産資源に関する管理方針及びこれを踏まえた魚種又は漁業種類ごとの具体的管理方策（休漁や漁獲量制限、網目の拡大等）を策定したものである。
- 資源評価が行われ、国の方針に定められた魚種で、当県で漁獲があるものについて管理方を定める。
- 資源管理方針の変更（魚種の追加）、漁獲可能量の変更を行う場合は海区漁業調整委員会に意見を聴くことが漁業法に定められている。

2 資源管理対象魚種（TAC 魚種）

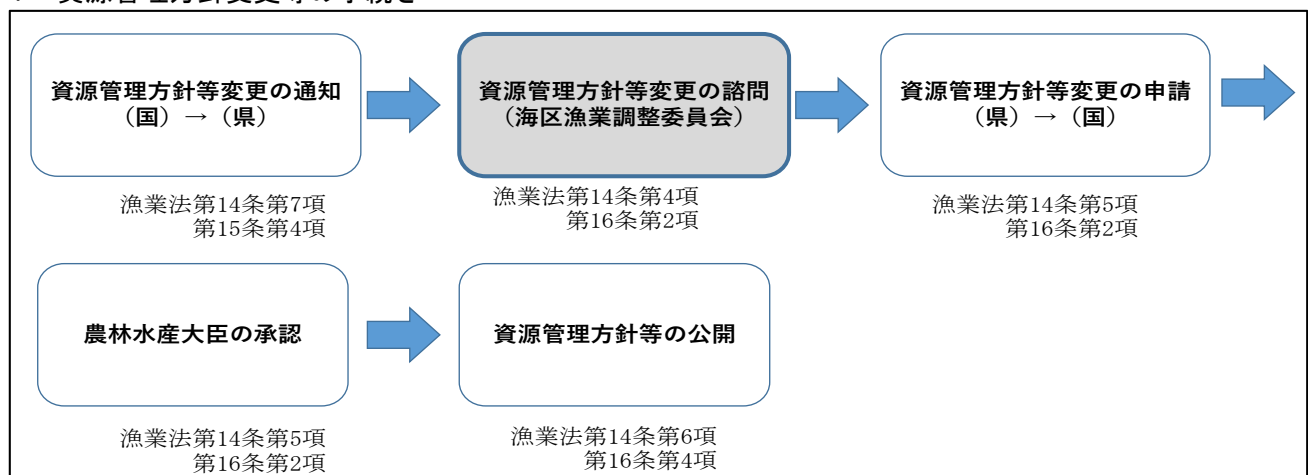
鳥取県	国
クロマグロ（小型魚及び大型魚）、マアジ、スルメイカ	クロマグロ（小型魚及び大型魚）、ミナミマグロ、サンマ、マアジ、マイワシ、スケトウダラ、スルメイカ

※国の基本方針に定める TAC 魚種は 20 魚種程度に増える予定。

3 漁獲可能量

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
クロマグロ（小型魚）	鳥取県沿岸クロマグロ漁業（承認制漁業）	0.75 トン
	鳥取県定置網漁業	0.75 トン
	鳥取県その他漁業	0.1 トン
	県留保枠	0.1 トン
クロマグロ（大型魚）	鳥取県定置網漁業	5.3 トン
	鳥取県その他漁業	0.1 トン
	県留保枠	0.6 トン
マアジ	鳥取県まあじ漁業	現行水準
スルメイカ	鳥取県するめいか漁業	現行水準

4 資源管理方針変更等の手続き



鳥取・島根連合海区漁業調整委員会委員の選任について

鳥取・島根連合海区漁業調整委員会は両県の入会海域（中海、境水道、美保湾及び周辺海域）における漁業調整を図ることを目的として漁業法第105条第1項の規定に基づき、昭和38年に設置されたものである。

その後、両県の意見対立等により長らく開催されていなかったが、中海における県境決定に際し締結された「中海、境水道及び美保湾における漁業に関する協定書 H2. 10. 4）」に基づき、当該海域での漁業調整を図る必要性が生じたことから、平成3年から協議が再開されたものの、平成7年9月（第10回、会長海区：鳥取）開催されたのを最後に休会状況にある。

現在は、新たに締結された「中海及び境水道における漁業に関する協定書 H18. 1. 31）」に基づき、「中海及び境水道における漁業に関する鳥取・島根両県協議会（H21. 3. 11 設置）」のなかで、許可条件の統一等の協議がなされ、その結果に基づき両県でそれぞれが決定している。

今後、入会海域で新たな漁業問題が発生した場合に備え、委員を選任しようとするものである。

鳥取・島根連合海区漁業調整委員会委員

(旧) 委員		(新) 委員 (案)	
鳥取海区漁業調整委員会会長	渡部 俊明	鳥取海区漁業調整委員会	佐々木 正
	景山 一夫		灘本 雄一
	高見 信悟		寺田 幸実
	武良 賢治		朝日田 卓郎
	寺田 幸実		板倉 高司

鳥取・島根連合海区漁業調整委員会規程

(趣旨)

第1条 鳥取・島根連合海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の構成その他運営に関しては、漁業法その他法令の定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(目的及び所掌海域)

第2条 委員会は、中海、境水道、美保湾及び周辺海域における漁業調整上必要な事項について調査審議し、指示、答申及び意見具申する。

(委員会)

第3条 委員会は、委員10名をもって組織する。

2 委員会は鳥取海区漁業調整委員会、島根海区漁業調整委員会（以下「両海区委員会」という。）の委員の中から同数の委員をもって充てる。

3 専門の事項を調査審議させるために必要があるときは、委員会に専門委員会を置くことができる。

(会長及び会長職務代理者)

第4条 会長及び会長職務代理者（以下「会長等」という。）は、委員の互選によって選出する。

2 会長等の任期は、1年とする。但し、1年を経過した日から次の会長等が選出されるまでの間は、これを延長する。

3 会長等は、両海区委員会から交代に選出する。

4 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 会長に事故あるときは、会長職務代理者がその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集する。会長に事故あるときは、会長が所属する県の知事が招集する。

2 委員の三分の一以上から書面で会議の目的たる事項を示して委員会の会議を招集すべき旨の要求があったときは、会長は委員会を招集しなければならない。

3 委員会の会議を招集しようとするときは、会長は、あらかじめ議事事項並びに委員会の日時及び場所を各委員に通知しなければならない。

4 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

第6条 委員会は、定員の過半数にあたる委員が出席しなければ会議を開くことが出来ない。

2 議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは会長の決するところによる。

第7条 委員会の会議では、あらかじめ通知した事項に限って議決するものとする。但し、委員会において緊急の必要があると認めた事項については、この限りでない。

第8条 会長は、会議の議事録を作成し、次の事項を記載する。

- 一 会議開催の日時及び場所
- 二 出席委員の氏名
- 三 付議議題
- 四 議事の顛末
- 五 その他重要な事項

第9条 議事録は、会長及び会長の指名する出席委員2人以上がこれに署名するものとする。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、会長の所属する海区漁業調整委員会事務局に置く。

2 事務局は、委員会の庶務を行う。

(経費)

第 11 条 委員会の経費のうち報酬及び費用弁償は、当該委員の属する海区漁業調整委員会において負担し、その他の経費については、両海区委員会において半額ずつ負担する。

(規程の改正)

第 12 条 この規程の改正は、委員会の議決によって行う。

(雑則)

第 13 条 前各条に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長がその都度定める。

附 則

この規程は、昭和 38 年 2 月 6 日から施行する。

改正後の規程は、平成 3 年 3 月 27 日から施行する。

改正後の規程は、平成 7 年 9 月 11 日から施行する。

日本海・九州西広域漁業調整委員会の互選委員について

1 委員会の設置（法第152条）

我が国周辺水域の水産資源の管理を的確に行うために、都道府県の区域を超えて広域的に分布回遊し、かつ、それを漁獲する漁業種類が大臣管理漁業と複数の知事管理漁業にまたがる水産資源の管理に係る漁業調整を行うことを目的に、国の常設機関として設置されている。

また、資源の分布、利用等に応じ、関係委員により構成される部会を設けている。

- 太平洋広域漁業調整委員会（太平洋北部会、太平洋南部会）
- 瀬戸内海広域漁業調整委員会
- 日本海・九州西広域漁業調整委員会（日本海北部会、日本海西部会、九州西部会）

2 委員会の機能

広域的に分布回遊する資源を対象とした資源管理に関する事項について協議調整を行う。

- ①複数都道府県にまたがる海域を回遊する魚種の資源管理についての検討
- ②資源回復計画の作成に係る審議
- ③資源管理措置の適切な実施を担保するための「委員会指示」の発動（法第121条）
- ④①に関連する漁業調整

3 委員の構成（法第153条）

各委員会は、都道府県ごとに互選する沿岸漁業の代表者を主とする海区代表者と国が選任する沖合漁業の代表者を主とする関係漁業の代表者並びに学識経験者で構成する。
（日本海・九州西委員会の委員数 29名）

鳥取海区互選委員：板倉委員（任期 4 年：H29. 10. 1～R3. 9. 30）
事務局：水産庁
協議内容：資源管理に係る協議
（国が作成した資源回復計画対象魚種：アガレイ、ズリカニ、ベニズリカニ等 フロンティア漁場整備事業（国直轄事業、排他的経済水域が対象） クロマグロに関する委員会指示

【改選後の取扱】（水産庁指導）

- ①現在の互選委員が海区委員に再任された場合
→引き続き海区互選委員として任期を継続する。
本年 9 月末日までに互選する必要がある。

フロンティア漁場整備事業の概要

1. 趣旨

我が国の沖合域において、国が漁場整備を実施することにより、当該海域の水産資源の生産力を向上させ、水産物の安定供給の確保を図る。

2. 要件

- ① 排他的経済水域において、
- ② 漁業法に規定する特定水産資源(TAC魚種)*であって、
- ③ 保護措置が講じられているものを対象とし、事業による著しい効果があると認められるもの。

* TAC魚種：計8魚種(くろまぐろ、さんま、すけとうだら、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば、するめいか、ずわいがに)

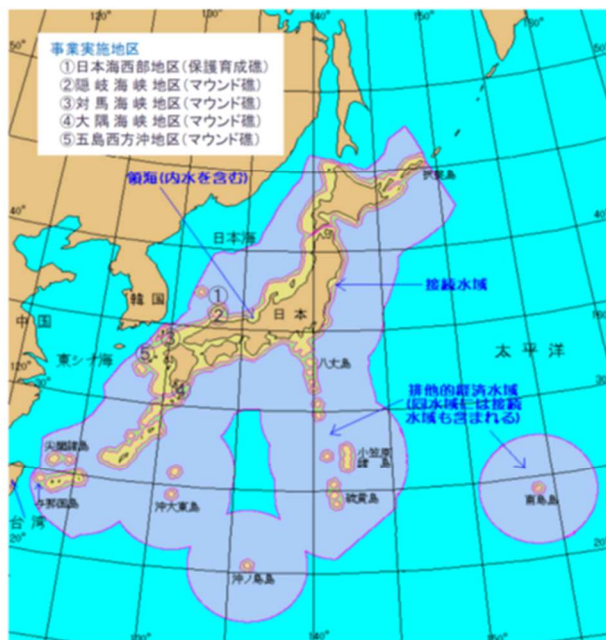
* 令和2年12月1日の改正漁業法施行前に着手したものは、TAC魚種に加えTAE魚種(あかがれい、いかなご、さめがれい、さわら、とらふぐ、まがれい、まこがれい、やなぎむしがれい、やりいか)も事業の対象

3. 事業実施主体 国

4. 負担率 国3/4、都道府県1/4

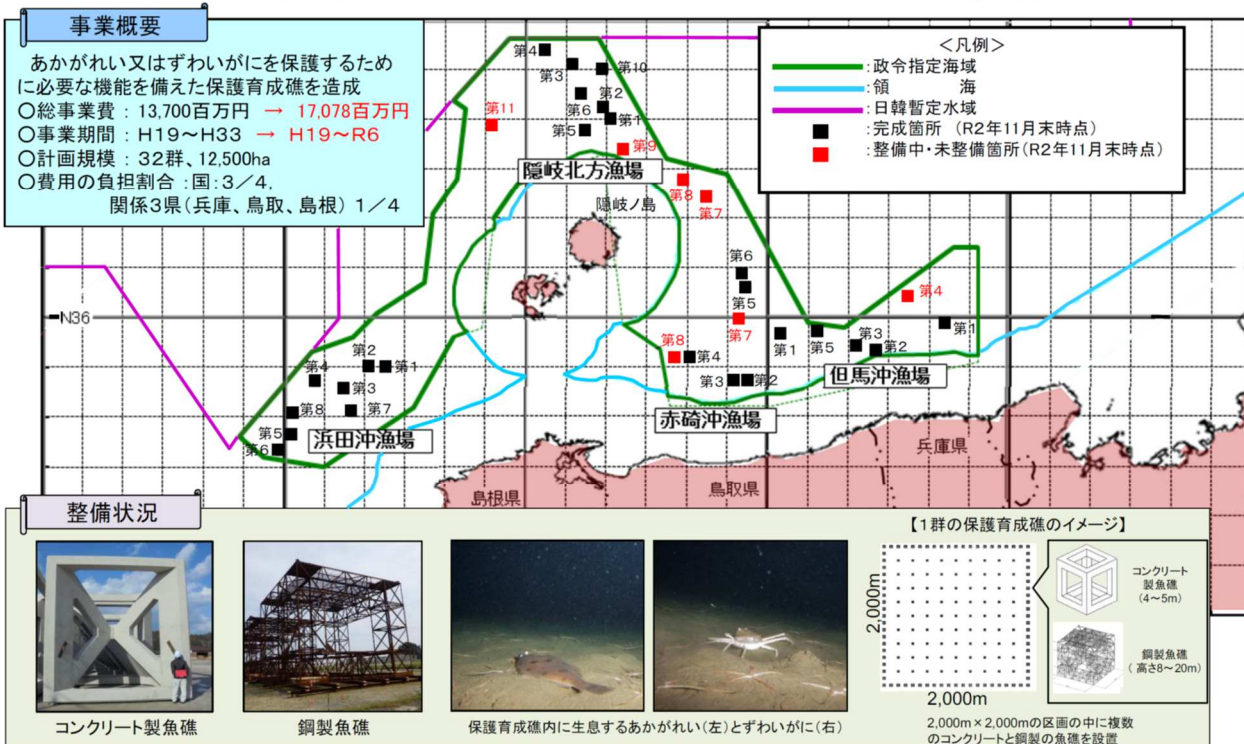
5. 事業実施地区

- ① 日本海西部地区(あかがれい・ずわいがに) 平成19年～
- ② 隠岐海峡地区(まいわし・まさば・まあじ) 平成25年～
- ③ 対馬海峡地区(まあじ・まさば・まいわし) 平成29年～
- ④ 大隅海峡地区(まさば・まあじ・まいわし) 平成29年～
- ⑤ 五島西方沖地区(まあじ・まさば・まいわし) 平成27年10月完成



日本海西部地区フロンティア漁場整備事業の概要

～日本海西部海域における、あかがれい・ずわいがに資源の保護・増大～



全国海区漁業調整委員会連合会について

1 目的

海区漁業調整委員会の相互連絡を密にし、その全国結集により重要な問題の解決を図り、地方行政の一翼を担う執行機関として適正円滑な運営を期し、もって全国水産業の発展に寄与し、その使命を達成することを目的とするために、昭和40年7月26日発足。任意団体。

次期会長 東日本ブロックから選出された全国海区漁業調整委員会連合会理事

2 運営等

- 会費（会員が属する都道府県単位）＋国の補助金等
- 会費 年額16万円（北海道 年額40万円）
- 会員 海区調整委員会の会長（会長職でなくなった場合は、後任会長が残任期間を承継）
- 役員等 理事：鳥取海区調整委員会会長
（任期：R3.5 総会開催日～R7.5 総会開催日）

3 令和2年度の活動

- 総会・理事会（5月 書面決議）
 - ・ 事業計画等の決定
 - ・ 国等への要望事項の採択
 - ・ 永年勤続海区漁業調整委員及び事務局職員表彰 等
- 事務局長会議（7月 書面決議）
 - ・ 事業計画の検討
 - ・ 事務局職員研修会のテーマ、運営についての検討
 - ・ 全漁調連諸会議の実施状況と開催計画 等
- 中央要望活動等（8月 ）
 - ・ 関係省庁への要望活動
- 事務局職員研修会兼漁業調整担当者会議（なし）
〈過去の研修内容〉
 - ・ 海区漁業調整委員会制度
 - ・ 委員会指示事例の報告
 - ・ 漁業権切替え 等
- ブロック会議（2月 書面決議）
 - ・ 令和3年度要望の検討 等
- 関係機関等との協議
 - ・ 我が国漁業振興に係る漁業調整上の問題、漁業法等の改正に伴う新たな制度の運用等について、会員相互間の連携を図りながら水産庁と協議・検討（一連の要望活動）
 - ・ 環境保全対策（全国漁場環境保全対策協議会会員として、漁場環境保全活動）。
- 会報などの発行（配布先：各海区漁業調整委員会ほか関係機関）
 - ・ 会報、「海区漁業調整委員会指示集」、「海区漁業調整委員会委員・事務局職員名簿」

新規要望	○継続要望
議 題 日韓暫定水域及び我が国排他的経済水域における漁業秩序の確立について	

提案理由、要旨等

日韓暫定水域内での漁場交代利用及び海底清掃については、日韓民間漁業者間において15年以上協議を重ね、平成27年には官民協議会が立ち上げられましたが、韓国側の前向きな姿勢が見られず、本県漁業団体は民間主導による交渉は既に限界と認識しています。

国はこれまでも影響緩和に向けた支援措置を講じてきましたが、暫定水域内での韓国漁船の漁場独占や違反操業・投棄漁具・漁具被害は改善されず、沖合底びき網漁業者、ベにずわいかにかご漁業者は、不安定な操業を強いられています。また、沖合底びき網漁業者は漁業トラブル回避のため、これまで漁場としていた暫定水域内での操業を行っていません。

国立研究開発法人水産研究・教育機構によると、暫定水域内は漁獲圧が高く、甲幅90mm以上のズワイガニがEEZ内に比べ極端に少ないとされており、韓国漁船の問題を早期に解決しない限り資源状況の悪化が懸念されます。

大和堆周辺水域においては、本県いかつり漁船・ベにずわいかにかご漁船が操業しており、安全操業への影響が懸念されるとともに、外国漁船の違法操業により減少傾向にあるスルメイカ資源の減少が懸念されます。

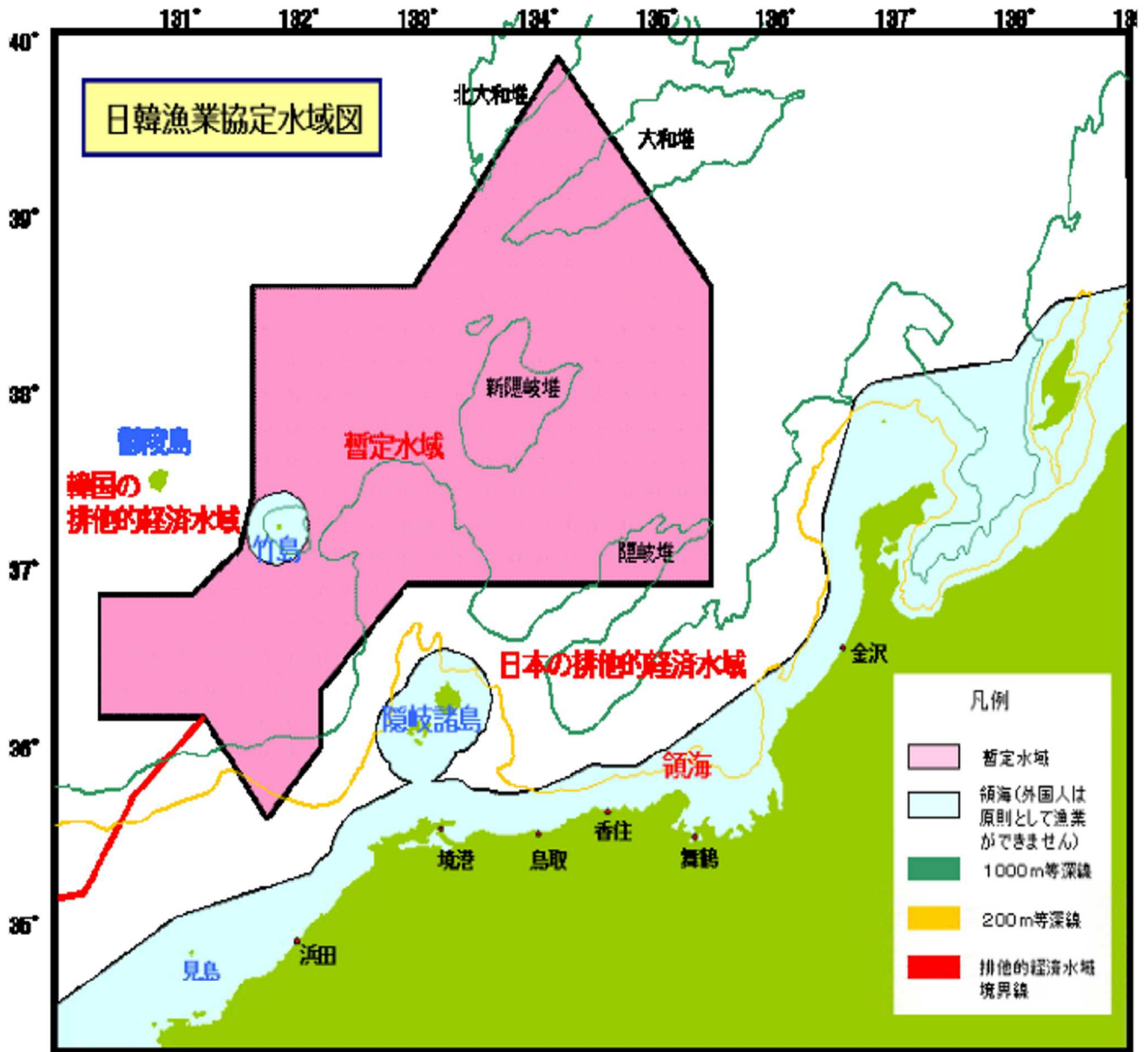
については、下記の事項について要望します。

記

- 1 境界線が画定するまでの間、暫定水域内での漁業秩序および資源管理方策を早急に確立すること。併せて、漁場交代利用及び海底清掃について、民間での合意事項が履行されていない現状を踏まえ、国の責任において調整すること。
- 2 暫定水域内では韓国漁船による漁具被害が引き続き発生しているとともに、韓国漁船の操業隻数の増加により漁獲圧が高く資源枯渇が懸念されている。民間協議等では操業秩序の厳守を訴えているが一向に改善される状況にない。国は韓国政府に対し操業秩序や操業ルールを厳守させるよう要請すること。
- 3 我が国排他的経済水域内の水産資源の保護及び漁業秩序の確立を図るため、引き続き外国漁船の無秩序な違法操業の取締り強化を行うとともに、根絶のための抜本的な対策を行うこと。

日韓漁業協定水域図

[もどる](#) |



新規要望	○継続要望
議 題	
太平洋クロマグロの資源管理について	

提案理由、要旨等

本県の沿岸クロマグロの漁獲は、第4管理期間までは、定置漁業（以下、「定置」という。）によるものは少量でしたが、第5管理期間以降、漁期前半に集中的に小型魚の来遊があり、わずかな小型魚の漁獲枠を曳き縄・その他漁業と分け合っている為、その混獲回避に苦慮しています。

現在、定置漁業者には急な漁獲があった場合は放流するよう指導していますが、放流に際し衰弱する個体があり、多くの漁業者が放流実施に強い不安や疑問を抱いています。

一方、資源管理の結果、今後もクロマグロ資源の増加、新たな来遊が予想されることから、漁獲枠の配分には、地域の漁業の特性、漁場形成の状況など様々な観点から検討を加える必要があると考えられます。

については、下記の事項について要望します。

記

- 1 やむを得ず放流した個体がへい死した場合でも、これが海上投棄と見なされぬよう海上保安部にもクロマグロの資源管理の取組について情報共有し理解を得ること。
- 2 定置漁業においては、漁具・漁法の特性上、混獲を避けることができず入網した小型魚を活力ある状態で放流することには技術的課題が多いことから、国が中心的な役割を担い、改良漁具の開発等、小型魚の混獲回避や効果的な放流の技術を早期に開発すること。
- 3 沿岸漁業でのクロマグロの漁獲量は年変動も大きく、国内全体で漁獲枠を遵守していくためにも、今後漁獲枠の配分にあたっては、過去の漁獲実績以外の観点も考慮したものに見直しを行うこと。
- 4 現行の広域漁業調整委員会の承認制による沿岸クロマグロ漁業の許可のあり方や承認の条件、運用の仕方について、知事許可、県海区委の承認制による管理にする等、県の漁獲枠を漁業者の意見を聞きながら県の裁量で管理出来るよう次期切り替え時に合わせて再検討すること。